

Title	十世紀初頭の法家勘申：官人の懈怠を手掛かりとして
Author(s)	大井, 喜代
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2006, 40, p. 49-75
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/3913
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

十世紀初頭の法家勘申

— 官人の懈怠を手掛かりとして —

大 井 喜 代

はじめに

古代の法律専門官人である法家は、律令註釈のみならず、官司や私人の疑問に法に基づき回答する問答や、太政官からの諮問に応じる勘申⁽¹⁾などを行っていた。特に勘申の中でも、陣定で問題となった犯罪人を法家が量刑する「罪名勘申」は、十世紀以降多く見られるようになり、九世紀末頃まで行われていた律令裁判制度とは段階を異にする撰闕・院政期特有の裁判制度として、研究が進められている⁽²⁾。また、九世紀中ばから見られる撰闕期裁判制度への移行過程については、律令裁判制度で量刑の役割を果たしてきた刑部省にかわり、法家が量刑を行う太政官裁判システムが成立したことが、前田禎彦氏により論じられている⁽³⁾。この点については、六国史編纂が終了するなどといった史料の制約もあるため、法家の量刑機能が十世紀初頭にかけてどのように定着するかは、今後もさらに解明していくべき課題であると思われる。本稿では、法家罪名勘申が増加し始めるとされる十世紀初頭において、法

なお、今回は十世紀初頭から法家勘申の対象とされたことが確認できる、官人の懈怠の罪に着目する。懈怠とは公務における過失であり、儀式や政務での過失や不上・不参が挙げられる。これらを取り扱った法家勘文は、九世紀には見られないが、十世紀以降から史料より多数見出すことができ、当該期の社会においてこのような過失が問題化していた様子がうかがえる。また、時期を同じくして、国司など外官の懈怠についても問題とされるようになり、法家勘申の対象となっているが、こちらは国司制度の観点からも見る必要があるため、本稿では京官のみを考察の対象とする。

一、十世紀の懈怠に関わる法家勘申

十世紀以降の諸史料には、陣定の中で問題となった案件について、公卿たちから指示を受け、法家が法に基づいて犯罪人の量刑を行い、勘申する事例が多く見られるようになる。【表Ⅰ】は、九世紀から十世紀にかけての法家による勘申と見られるものの一覧である。表を作成するにあたり、①「勘申」の語が使用されている、②法家により作成されている、という二点の条件が備わっている事例を採用した。九世紀には、法家勘申が六例みられ【表Ⅰ】の1〜6)、このうち太政官議における罪名勘申であったと確認できるものは、【表Ⅰ-2】僧善愷訴訟事件、【表Ⅰ-3】応天門の変、【表Ⅰ-6】阿衡事件の三例である。律令規定上は、流罪以上及び除免官当に当たる犯罪が太政官議による量刑審議の対象となる。⁴⁾この三例もまた、全て太政官議の対象となる犯罪であり、この点においては律令規定通りに審議が行われていたといえる。

【表I】 9・10世紀の法家勘申一覧

	年月日	西暦	指示	内容	史料	不上
1	弘仁13・11・5	822	右弁官宣	令前の束把	要略	
2	承和13・11・14	846	右弁官宣	違法の訴訟を受理	統後紀	
3	貞観8・9・22	866		応天門放火の罪名	三実	
4	貞観13・10・5	871		天皇の服喪	三実	
5	元慶元・4・1	877	(詔)	日食の際の廃務	三実	
6	仁和4・10・15	888	上宣	橘広相の罪名	要略	
7	昌泰3・8・13	900		弁の伝宣の可非	要略	
8	延喜5・6・28	905		諸衛官人の宿直せざる罪	類林	○
9	延喜7・2・28	907	上宣	五歳の保明太子の喪	源語	
10	延喜7・6・10	907		中宮の服喪	玉葉	
11	延長4・11・25	926		七歳以下の服喪	源語	
12	延長5・9・23	927		親王の服喪	玉葉	
13	延長5・12	927	左大弁	穢に触れ参入の過状	貞信	
14	延長6・9・19	928	官宣	贖銅を輸さない者の罪	要略	
15	延長6・9・25	928		無位の贖の徴収	要略	
16	延長6・12・4	928	官宣	違勅罪の減贖	要略	
17	延長8・4・1	930	官宣	官舎破損の国司の恩赦	要略	
18	承平2・6・8	932	弁官	讚岐介の違期による罪名	貞信	
19	承平3・4・5	933	中納言仰	不参の官人の罪	類林	○
20	承平3・7・19	933		贖を収めない者の恩赦	要略	
21	天慶元・7・14	938	仰	不参の官人の赦	類林	○
22	天慶元・11・11	938	民部卿仰	国司の罪名	貞信	
23	天慶元・12・1	938		御曆を進めない罪	世紀	
24	天慶5・2・10	942	陽成院仰	禁色の服着用の罪	要略	
25	天慶9・5・24	946		擬侍従の闕怠	貞信	
26	天慶9・8・7	946	弁官宣	開門せざる右衛門の罪	要略	
27	天曆元・5・2	947	太政大臣	病により欠勤の太政大臣	類林	○
28	天曆元・12・27	947		不参の諸司の赦	類林	○
29	天曆2・正・14	948		宣旨不履行の罪	貞信	
30	天曆2・6・22	948	弁官宣	不堪佃田超過の国司の罪	要略	
31	天曆3・8・2	949		不参の官人の処分	紀略	○
32	天曆3・9	949		廢朝の日数	玉葉	
33	天徳4・9・20	960		式部史生忠正の拷問	紀略	
34	応和2・9・14	962		式部史生の会赦	紀略	
35	康保元・5・3	964		皇后崩事の例	紀略	
36	安和2・4・4	969	左大弁	入道後の源高明の罪	要略	
37	安和2・閏5・28	969		他官に異動の官人の過失	紀略	
38	寛和3・2・19	987	章明親王	親王家を馬で通過する罪	要略	
39	正暦4・9・16	993		15歳の恩赦※允亮草	要略	
40	長徳元・9・28	995		大宰大式が使者に対捍	権記	
41	長徳2・2・11	996		隆家家人と華山院人との乱闘	紀略	
42	長徳2・11・8	996		大宋国商客の罪	紀略	
43	長徳3・4・29	997		13歳の犯罪	要略	
44	長保元・5・5	999		前下野守と散位の合戦	世紀	

統後紀=統日本後紀、三実=日本三代実録、紀略=日本紀略、世紀=本朝世紀、
要略=政事要略、類林=法曹類林、貞信=貞信公記、源語=源語秘訣

ただし、六国史に残された断罪文を見ると、九世紀の太政官議における断罪事例の多くは、その前段階として刑部省における覆審・量刑を経ており、法家勘文により量刑審議が行われるものは、重大事件や特殊な事件に限られていた。⁽⁵⁾

十世紀以後も、太政官議の対象となる、流罪以上の犯罪が引き続き見られるが〔表Ⅰ—26・44〕など、刑部省において覆審された案件は確認できない。流罪以上の犯罪はこの時期も太政官において公卿により量刑がなされているのであるが、必ずしも法家による量刑を経るものではなかった。⁽⁶⁾

ここで注意したいのは、官人の不参や懈怠など、比較的軽いとみられる罪に対しても法家勘申が行われている点である。〔表Ⅰ—13〕など。このように、官人の職務上の過失から諸国で起きた合戦・殺人などの犯罪まで十世紀の法家勘文の対象となった事件は、幅広い。確かに、軽微な犯罪や下級官人の事件などは、国史ではとりあげられず、比較的軽い罪に対する勘文が増加する傾向にあったとは言いがたい面もある。ただ、国史以外の史料に見られる法家勘文の総数自体も、十世紀以降増加しているため、この時期には罪名勘申に限らず、法家勘文が頻繁に作成されていたことは確かであろう。

では、次に〔表Ⅰ〕に見られる個々の勘文について見てみよう。京官の懈怠を扱ったもので、最も早くに見られる勘文は、次に挙げる延喜五(九〇五)年の京官の不参・不上の問題を扱った惟宗直本勘文である。⁽⁷⁾

【史料一】

勘申、宣旨云、諸衛官人無_レ故不_二陣直_一者、重加_二勘責_一。但至_三于当直_一、一_二度加_二教諭_一、若及_三三度_一、随即将_レ

解却其職者。而今当直闕三度官人等、会免徒罪以下一赦者免否事。

右衛禁律云(中略)、断獄律云、詔勅断罪、臨時処分、不為永格者、不得引為後比。月日宣旨云、諸衛官人不勤宿直、闕当直三度者、解却見任。又六月十五日詔書云、今日味爽以前徒罪以下罪無輕重悉皆赦除。但八虐、故殺、謀殺、強窃二盜、私鑄錢、常赦所不免者、不在赦限者。據檢此等文、諸衛無故不上罪、計日罪止徒二年、官当解任。所遣之罪、可贖銅之。而今如宣旨者、闕当直三度官人、不計日而解却見任。是則臨時処分也。然則除詔書不免之外、雜犯徒罪以下可從原免。仍勘申如件。

延喜五年六月廿八日

惟宗直本

この勘文は諸衛官人が犯した不上の罪について、赦に会うかどうかを律令条文や宣旨に照らして判断したものである。ここには「勘申」の文言が付され、律令条文が引用されているため、一見、九世紀以前の法家罪名勘文と違くないように思われる。そこで、次に挙げる承和十三(八四六)年の僧善愷訴訟事件に見られる罪名勘申と比較してみよう。この際に太政官に提出された勘文は複数あるため、一例のみを引用する。⁽⁸⁾

【史料二】

右大判事讚岐朝臣永直、明法博士御輔長道、勘解由主典川枯勝成等断文云、右弁官宣、法隆寺僧善愷以違法訴状、告少納言登美真人直名并受推官人等罪、勘申者。今檢訴状、(中略)。據職制律、(中略)。闕訟律云、(中略)。今檢諸弁所執、彼此異論、公私難弁。然尋犯由緒、此緣公事致罪、可無私曲。仍須從公坐法。自流上減一等徒三年。身帶五位已上、請減二等徒二年半。即罪整不_レ足其官、聽贖銅五十斤。

者。

【史料二】から分かるように、九世紀の勸文には弁官宣旨が引用されており、罪名勸申の指示は太政官から弁官を經由して法家に下されていた。また、訴状などの裁判資料に基づいて、勸文に関係法令が引用され、その量刑結果が勸文に記載された。前田禎彦氏はこの九世紀半ばの僧善愷訴訟事件の事例について検討し、①弁官が訴の受理・審理を担当し、②弁官の指示に基づいて法家が量刑を担当し、③天皇・公卿により罪名が確定する、という三点において、摂関・院政期の裁判制度と共通している、と指摘する。⁽¹⁰⁾

一方、先に挙げた【史料一】には弁官宣旨が引用されていない。また、勸申した内容も、「不参により解任した諸衛官人が恩赦に会うかどうか」という、限定的な質問に対する回答となっており、量刑全てを任されてはいない。さらに、この延喜五年の法家勸文が提出される以前に、既に不参の官人に対し、宣旨によって量刑が行われていたことも読み取れるのである。このように【史料一】は、官人たちが宣旨に基づき断罪された後に提出されたものであった。これは被告となった官人たちを一括して量刑する九世紀以降の罪名勸文と扱う内容が異なっている。このような、①勸申指示された内容は限られており、それのみ回答を行い、さらに②弁官宣旨が引用されていない勸文は、他にも数例見られる。次に挙げる承平三(九三三)年の法家勸文も不上に関わるものである。⁽¹¹⁾

【史料三】

称_レ故障_二不_レ勸_二公事_一官人可_二解任_一不_レ事

勸申、去年十一月十七日給女王録所装束闕怠掃部寮官人等中、権允巨勢正之彼日申_二障由_一不_レ参入_二可_レ同_一他

官人_一罪否事

右被_レ仰云、件止之罪状宜_二勘申_一者。謹_二檢職制律_二云、(中略)。又条云、(中略)。據_二此等文、闕_二怠装束_一之罪、可_レ准_二公事稽留科_一。而正之彼日不_レ參_二入寮、檢_二之法意_一。不_二參入之人、与_二參入之輩、闕_二怠之罪_一、非_レ可_二同科_一。仍以_二正之_一出_二自_二公事稽留之罪_一、欲_レ処_二無_レ故不上之科_一者。則寮勘_二申_一申_二障由_一之状。然則至_二申_一障由、可_レ無_二其罪_一。仍勘申。

承平三年四月五日 主計助兼明法博士惟宗朝臣公方依_二新中納言扶幹卿仰_一勘申

右の勘文に關しても、給女王録所装束闕怠の官人と、不參の巨勢正之が同罪となるかという質問に対するものであり、内容は限定されている。また、先の【史料一】延喜五年勘文と同様、巨勢正之以外の他の官人については、既に懈怠としての処罰が決定している。更に、この勘文は「仰」により「件正之罪状宜勘申」とあるが、この仰せは中納言からのものであり、弁官宣旨によって出されたことは確認できない。法家は巨勢正之の罪について定めているには違いないが、この勘文もまた、弁官宣旨が引用されず、勘申内容が限定的という特徴をもつ。

管見の限りでは、十世紀に不上の勘文が計六例みられるが、いずれも、①勘申指示を出す弁官宣旨が引用されていない、②法家に量刑を全て任されているのではなく問題や疑問の生じた内容のみを質問している、という特徴を持っている。また、【表一】にある法家勘申事例の中で、不上に關わるもの以外でも弁官宣旨を経ないものが存在しており、かわりに太政大臣や親王から勘申指示が出されているものもある。十世紀初頭には、弁官宣旨によって指示が出され、法家勘申が行われたもの以外にも、公卿からの諮問を直接受け、法家が勘申を行う事例が多く見ら

では、弁官宣旨による勘申指示は、どのような場合に行われるのか。法家が量刑に関わったとみられる勘申が数例あるが、このうち、弁官宣旨が出され法家により罪名が勘申されたことが分かるものは、十世紀に二例ある。【表I—26】天慶九（九四六）年の事例と、【表I—30】天曆一（九四八）年の事例である。まず、官人の過失にあたる罪が勘申された前者の事例について、見てみよう。⁽¹²⁾

【史料四】

太政官符刑部省

應_レ徴_三納_三右衛門府贖銅二十斤事

参議従三位兼行督讚岐守源朝臣高明 贖銅参斤

権佐従五位上橘朝臣好古 贖銅式斤（以下正六位上までの六人は略す）

右得_三大判事兼行民部少輔明法博士惟宗朝臣公方等勘申状_二僞、右少史御立維宗仰云、右少弁源朝臣俊伝宣、奉_レ勅、去四月二十八日即位、右衛門早_レ開_三昌門。依_レ之進_三過状_二畢。宜_レ仰_三明法博士等_一令_レ勘_三申_二其罪状者。（中略）督_レ為_レ首、答四十。身帯_三三位、議減_二一等_一答三十。合_三贖銅_二三斤。佐二人為_三第二_一從、減_二一等、答三十。（後略）

これは、衛門府の官人から贖銅徴収を刑部省に命じた太政官符であるが、この符の中に法家の罪名勘申が引用されている。ここでは、先に見た【史料三】承平三年の勘文と同じく「令勘申其罪状」との表現がとられているが、

その体裁は九世紀に重大犯罪において見られた【史料二】などの法家罪名勸申と同じであり、弁官宣旨により指示が出された。ここには、複数名いる被告人の中に、五位以上の位階を持つ議請減の対象者が含まれている。よって、律令に規定される太政官議の対象となる罪であった。そのため、弁官宣旨によって法家に勸申指示が出されている。九世紀に法家罪名勸申が行われた事件も同様であり、被告人には五位以上の者が含まれていた。

撰関・院政期の刑罰裁定制度についても、義江彰夫氏が、五位以上に対する刑罰裁定手続きである勅裁と、六位以下に対する使庁裁が存在したという区分を行なっている⁽¹³⁾。また、撰関期以降も五位以上の貴族社会内部では法家罪名勸申により、律令法に基づく刑罰裁定が行なわれており、律令制度が依然として存続したとする大津透氏の見解もある⁽¹⁴⁾。古代において、五位以上の官人犯罪は、国家の危険視するところであり、法律専門家による判断を任せることが、撰関期以降も続けられていた。これが、九世紀から見られる法家罪名勸申である。弁官宣旨により勸申指示が出されている【表Ⅰ】の26や30の事例は、律令の規定に基づき、太政官議で量刑された犯罪であったと見られる。

一方、官人の過失や不参・不上などといった、比較的軽い犯罪で、しかも六位以下の官人の罪は、基本的に、太政官議の対象にはならない。しかし、十世紀以降、法家に勸申指示が出されているのである。中でも特に不参・不上などといった官人の懈怠や職務上の罪については、上宣による指示など、弁官宣旨を経ないものがある。では、不参・不上のように日常的に見られる過失が、なぜ十世紀に入ってから、法家勸申の対象となったのであろうか。次に、官人の不上に関わる処罰・処分について、その変遷を追って見ていきたい。

二 官人の懈怠とその処分

(1) 不参・不上

官人の不上の処罰については、職制律五条に「官人無_レ故不上、及当番不到者、(中略)一日笞二十。三日加_二一等、過杖一百、十日加_二二等、罪止徒一年半。」との規定がある。この条文は、十世紀以降の法家勅文にも引用されており、⁽¹⁵⁾官人の不上・不参を処分する上で、長い間効力を持っていた条文であった。奈良時代の正倉院文書にも、不参に関わる過状が多く残されている。平安時代の過状は、量刑の際に参考資料とされており、官人の不参は過状提出の後、処罰がおこなわれていたと考えられる。⁽¹⁶⁾

天平勝宝四(七五二)年には、「諸司無_レ故不上者、令_レ放_二還本貫。其有位者為_二外散位、無位者還從_二本色。」との勅が出され、⁽¹⁷⁾不上の者が本貫に送還されている。

また、九世紀に入ると、政務・儀式の整備がおこなわれるようになり、⁽¹⁸⁾政務・儀式に不参の官人に対し、律令規定以外にも処罰が設けられるようになる。延暦二十四(八〇五)年には、申政に不参の少納言に対し、労を除くという宣旨が下され、更に弘仁九(八一八)年、弘仁十(八一九)年と相次いで、申政欠勤に対する少納言の処分についての官符が出されている。⁽¹⁹⁾朝賀については、延暦二十一(八〇二)年には不参の五位以上官人に対し、正月三節への参加を禁止するという処分が規定され、弘仁七(八一六)年には、朝賀不参の六位以下の官人に対しても、春夏の禄を奪うこととした。⁽²⁰⁾これらの規定は『延喜彈正台式』に引き継がれ、「凡賜_二位禄季禄_一者、向_二大藏省_一檢_二察非違。若有_二五位以上不参者、台即勘録移_二刑部省。但左右近衛不_レ在_二此限_一。」とある如く、彈正台がその取締

まりを行っていたことがうかがえる。⁽²¹⁾

儀式の整備が行われた次の画期は、九世紀末の宇多朝である。即位以前の元慶五（八八一）年には、公卿が病により不上であったため、成選短冊を奏する儀式が行われなかったという事態が生じていた。また、元慶六（八八二）年にも、相撲司が病による不上のため、代理が任じられている。⁽²²⁾このように、九世紀後半には、官人の不上により、儀式の遂行が困難となる事態が生じていたことが分かる。更に仁和二（八八六）年には、「右大臣宣、奉、勅、如、聞、此来公卿等或不_レ申_二故障_一、或不_レ進_二假文_一。因_レ茲外記之政致_二闕怠_一。宜申_二此由_一莫_レ令_二重然_一者。」という宣旨が出されている。⁽²³⁾公卿の不上に際し、外記政が滞る事態となっているのである。

十世紀に入ると、公卿に対する不上は、論奏として奏上されるようになった。『西宮記』や『北山抄』には論奏の事項として公卿の病による不上が挙げられており、延喜十六（九一六）年には大納言が、病により不上の旨を奏上している記事も見られる。⁽²⁴⁾『貞信公記』承平元（九三一）年十月八日条にも「民部卿云、依_レ病不上、滿_二其限_一、宜_レ奉_二論奏_一。」とあり、九世紀の初頭には公卿の不上についても奏上が行われるようになっていった。

以上は主に五位以上の者を対象としているが、その他の官人が犯した不上の罪については、十世紀の諸史料から、過状の提出が行われていたことが確認できる。【表Ⅱ】は九・十世紀に京官の不上・懈怠により、過状提出が行われた事例であるが、儀式の不上により過状を提出させているものが数例見られる。特に、十世紀以降は、様々な行事において懈怠のあった際に、過状を提出させていたことが分かる。

告井幸男氏は、諸司の下僚からの過状提出が本司長官を通じてなされる、非常に権威性の強いものであり、十世紀末頃に公的処罰として確立した、とする。更に、行事における懈怠の処分については、その行事担当者任せられ

【表Ⅱ】 9・10世紀の公務における過状提出

年月日	西暦	提出者	内容	典拠	不上
貞観18・2・7	876	神祇官	神祇官の解に誤りあり	三実	
仁和2・9・5	886	神祇官	解文を進めず	三実	
延喜6・10	906	左大史	蔵人所に参らず	西宮記	○
延喜11・5・27	911	曆博士	日食の誤りあり	略記	
延喜14・5・21	914	檢非違使	右兵衛等の罪を勘申せず	貞信	
延長2・5・24	924	大和国司	大神使に供給せず	貞信	○
延長4・2・7	926	神祇官	豊受宮勸文の誤り	貞信	
延長5・12	927	外記	穢れに触れ参入する	貞信	
承平2・6・8	932	讃岐国司	臨時交易絹・春米が期に違う	貞信	
天慶元・4・25	938	式部省	擬階奏の日に輔が参らず	貞信	○
天慶元・11・7	938	陰陽寮	御曆を奏さず	世紀	
天慶元・12・7	938	主殿寮	新嘗祭の御湯を遅れて供す	世紀	
"	938	大膳職	平野祭供奉を闕する	世紀	○
"	938	大炊寮	"	世紀	○
天慶5・2	942	兵部省	正月の節会で例に違う	世紀	
"	942	兵庫寮	"	世紀	
天慶5・3・4	942	宮内省	穢れに触れ禁中に参入する	世紀	
天慶8・正・28	945	《不明》	勘申を過失する	貞信	
天慶8・12・14	945	朝綱朝臣	省試の判を過失する	貞信	
天慶9・5・20	946	即位日擬侍從	即位日において闕怠があり	貞信	
天慶9・11・8	946	右馬助	春日祭に供奉せず	西宮記	○
天曆元・閏7・28	947	左衛門尉・右衛門大志	橘近安の罪の露頭による	紀略	
天曆2・12・13	948	掃部寮	新嘗祭で葎道を遅れて供す	紀略	
"	948	大膳職	新嘗祭で忌火を遅れて出す	紀略	
応和2・8・15	962	綱直内人等	伊勢新宮の柱を誤って建てる	紀略	
安和元・8・18	968	式部権大輔	齊光を省試に召さず	紀略	
安和2・3・2	969	式部大輔・権大輔・少輔	郡司召に参らず	紀略	○
天元5・5・1	982	官人	正月節会に遅立する	紀略	
天元5・5・20	982	式部省官人・博士等	意に任せ試を評定する	紀略	
長徳2・11・26	996	式部大輔	文章生試を誤る	紀略	
長徳2・12・27	996	文章博士	文章生試を誤る	紀略	
長徳4・11・19	998	藤氏京家の長者	偽って氏爵を当てる	権記	

三実=日本三代実録、略記=扶桑略記、紀略=日本紀略、世紀=本朝世紀、貞信=貞信公記

ていたことも述べている。⁽²⁵⁾【表II】にも、平野祭や春日祭などの儀式における不参の過失で、過状が進上されている事例が見られる。

また、「九曆」には、天曆元（九四七）年に行われた荷前儀で、小野道風を含む六名の不参者がその職を解却された記事がある。⁽²⁶⁾儀式の直前に、不参の者を式に従って処罰する旨が奉勅宣旨で出されるなど、ここでも不参が問題化しており、その取り締まりが天皇や公卿を中心に行われていた。

儀式や政務当日の不参とは別に、日常の政務に病のため勤務できず、解任される場合もあった。この場合は、過状徴収はなく、選叙令22職事官患解条により百二十日を過ぎれば解任される。先の【表I—27】の勘申では、「太政大臣が病により百二十日不上であった場合に、解任されるか」という疑問について、太政大臣が自らの進退について法家に勘申を命じている。この際の処分は、律令規定上、解任となるはずであったにも関わらず、回答者である惟宗公方は、「如_レ此之事、可_レ有_二処分_一」として、結論を保留した。また、天慶三（九四〇）年には参議の不上による解任について外記から、天慶五（九四二）年には治部卿の不上について内膳司から法家に質問がなされている。⁽²⁷⁾病による不上の奏上が、延喜年間から行われるようになったことを考慮すれば、病の不上に対する処分についても、この頃から改めて問題とされてきた、と考えられる。

以上のように、九世紀末から十世紀初頭にかけて、儀式や政務が再編成され、整備されるに随い、官人の過失や不参をどう扱うかが問題となっていたと思われる。九世紀初頭の儀式や政務の整備期間には、不参の処分について新たな懲罰規定が定められていった。しかし、十世紀以降は、不参の場合、過状を提出させ、その時々公卿や天皇の宣旨により、その都度処分が行われていたのである。先に見た【史料I】の法家勘文からは、宣旨により不

參の官人の処分がなされたことが分かるが、この宣旨について「是則臨時処分也」とあり、律令に従えば解任という処分にまで至らない者も、宣旨により解任という懲罰が与えられていたのである。

それでは、十世紀までは官人の懈怠は誰によってどのように処分されていたのであろうか。次に、官人の懈怠全般について、その処分がどのように行われたかを考えていきたい。

(2) 懈怠の処分

【表Ⅱ】には、不参・不上の他にも、様々な懈怠により過状が徴収された事例が見られる。律令では、官人の軽微な罪について、養老儀制令23内外官人条に「凡内外官人、有特其位蔭、故違憲法者、六位以下及勲七等以下、宜聽量情決答。若長官無、聽次官心致敬者決。」と規定があるように、長官もしくは次官に決答の権限があった。また、弾正台が五位以上も含めた官人全般の犯罪を摘発した場合についても律令に規定されている。⁽²⁸⁾ さらに九世紀には、弾正台が懈怠のあった有司に過状を提出させていたことが、右の史料よりうかがえる。⁽²⁹⁾

【史料五】

弾正台問（齊衡二年閏四月十四日）

一 巡檢京中一日、職司触事有怠。即加勸当、服弁已了。

一 台式云。弁官有犯、举弁官名喚之者。仮令弁官奠事有怠、加勸当承服耳。

以前有司等随怠、須責過状、未書其式。乞也示件書之様、謹問。

(以下「明法博士讃岐永直答」は省略。)

彈正台は、官人の懈怠の取締まりを行っており、過状を提出させていた。しかし、同じく九世紀の半ばには、彈正台が機能しなくなってきたことが、次の貞観十八(八七六)年七月二十三日官符に見える。⁽³⁰⁾

【史料六】

応_レ諸司_三度以上不_レ参_二台喚_一并不_レ弁_三申勘事_一者停_レ給_二季禄_一事

右同前奏状備、謹案_二公式令_一云、(中略)然則奏聞之理、必在_二推問之後_一、非_レ經_二糺劾_一、何輒上奏。而今或一司、若公罪若私罪、或爲_三台所_三記録_一、或爲_三人所_三告言_一。因_レ茲爲_レ糺_二彈其由_一、即召_二官人_一、而空設_二巧詐_一、不_レ會_二参到_一。今將_レ録_二罪状_一以上奏_レ、則全乖_二令文_一。亦欲_二对_二其身_一定_レ罪名_一、則終無_二其期_一。(後略)

彈正台が取り調べのため官人たちを召喚しても、不参の者が多く、罪名を定めることができない。よって、三度の召喚に應じなければ季禄を奪うことを定めたものである。『延喜彈正台式』巻四一には、「凡有_二非違人_一者、召_二其本司及管省_一、而彈_レ之。」とあり、彈正台が犯罪を摘発した場合に、被告人の本司が取調べに應じることが定められる。そして、『延喜彈正台式』巻四一に、「凡彈_二官人及雜色人_一者、具録_二犯状_一、移_二刑部省_一。応_レ附_二考殿_一令_レ断_二罪状_一、即移_二本司并式兵部等省_一。」と見え、刑部省が罪状について量刑を行うことになっていた。しかし、十世紀中頃より、彈正台が官人の犯罪や懈怠の摘発を行っている事例は確認できなくなっていく。

彈正台の礼教機能が低下する一方で、十世紀に入ると、官人の懈怠・過失を扱った法家勘申が現れるようになる。

十世紀の早い段階で、法家が官人の過失に関わったことを示すものとして、次のような史料が『政事要略』に残されている。⁽³¹⁾

【史料七】

非常之断、人主専レ之。(中略)王者縱雖好重罰、臣下読可レ從輕科。近則式部史生山辺履道摺損擬文章生及第詩、進過狀。爰雖尋問其摺損本意、而經三度拷、遂申非実犯之由。依拷滿不承伏可原免平、為当就彼未拷以前所進過狀、猶可罪平者。法家断云、拷滿不承伏、取保可放者。而醍醐帝推而欲断。貞信公争不令断。忠臣之諫、聖主從レ之。

この内容は『日本紀略』天徳四(九六〇)年五月二十一日条にも「今日、令拷訊式部史生。依帶七位、不可拷訊。然而依式部史生山辺履道之口、可拷問。件履道摺改試詩也。」とあり、後の時代にも拷問に関わる例として参照されていたようである。貞信公藤原忠平は延喜十一、十三年に大納言であった。この間に式部史生が文章生の及第詩で過失を犯したと考えられる。この事件では取調べとして、被告である山辺履道に対し、拷問が三度行われたが、彼は罪を認めようとはしなかった。しかし、過状は提出されており、これを以って罪を認めたとすることもできる。法家は釈放するべきであるとの見解を示したが、醍醐天皇は引き続き断罪を行おうとした。ここでも、法家は、量刑そのものに関わったわけではなく、審議過程のなかで生じた疑問についてのみ、法に基づく意見を述べていることが分かる。

また、これは式部史生が犯した罪であり、律令規定上、太政官議において量刑されるべき罪ではなかったと思わ

れる。しかし、十世紀初頭には勅断という形で天皇が史生クラスの者に対し、儀式の過失について自ら量刑を行っていたのである。また、この際、大納言も式部史生の処分について意見を述べている。

このような法家勸申を、九世紀に行われていた太政官議における法家勸申と同様に扱うことはできない。官人が犯した過失については、全面的に法家はその量刑が委ねられるのではなく、基本的にはその儀式や政務を中心で担当していた公卿が中心となりその処分をとりきめていたのであろう。ただし、公卿が自らの意思により自在に処罰できたわけではなく、その判断はあくまで律令格式を根拠としており、疑問点については、法家に直接、勸申指示を出していた。

九世紀から十世紀にかけて、徐々に内裏での儀式が充実し、公卿が儀式運営の中心となって行事を指揮・監督するようになったことが、大隅清陽氏により指摘されている⁽³²⁾。十世紀以降、不上や懈怠に関わる法家勸文が多く作成されるようになったのは、政務や儀式を執り行う主体の変化が原因である、と見てよいであろう。儀式や政務は各官司により分掌が決められ、懲罰についても律令官司の隷属関係の中で完結されていたものが、九世紀末には、天皇や公卿を中心とした政務へと再編されていく。儀式の中において官人の懈怠があった場合は、天皇もしくは公卿が主体となりその懲罰を行っていたのである。このような状況下で、弁官宣を経ず、公卿や院などが直接法家に出した疑問が、「法家勸申」として申上されるようになったと思われる。『権記』⁽³³⁾には、廢朝の問題について、大臣が「遣召允亮、内々可被問」と述べたことが記されており、法家と公卿の繋がりを示唆している。更には、政務として陣定が行なわれるようになったことも、公卿、天皇や院と、法家との個々の繋がりを強めることになった要因であらう。⁽³⁴⁾

このような背景の中で、公卿が法家勘申に基づき、政務や儀式など懈怠を処分するようになったことは、行政諸官司の非違を摘発していた弾正台の衰退にもつながる。弾正台は、檢非違使によりその職掌が吸収されたという理解が一般的である。⁽³⁵⁾確かに、檢非違使と弾正台の職掌は重なる部分もある。但し、儀式や政務での官人の懈怠摘発について見れば、天皇や公卿がその役割を担うようになったといえる。

このように、儀式で過失のあった官人たちに対する懲罰は、本来、本司や弾正台が行っていた。しかし、九世紀後半から、儀式を執り行う主体が公卿へと変化するにつれ、懲罰も公卿に委ねられるようになったと考えられる。

このような勘文は、職務上の過失を量刑した公卿が、官人たちを処分する際に生じた疑問について法家に個々に問い合わせた結果、出されたものであろう。

三 法家勘申の性質

以上、見てきたように、官人の過失は、九世紀の法家罪名勘申で扱われた犯罪とは異なっており、九世紀末の政務や儀式の変化から必要に応じて法家勘申の対象とされるようになった。官人の過失に限らず、十世紀初頭に見られる法家勘文には、弁官宣旨の引用が見られないものがあり、これも、陣定などといった政務運営方式の変化によるものであると見做すことができる。このように考えると、十世紀以降の「法家勘申」には、①公卿や天皇・院により、職務上の疑問について個人的に質問がなされたものと、②官議の中で必要に応じて弁官宣旨により提出が求められるもの、の二種類が存在することになる。前者①の勘申は、官司や個人からの質問に対して行われる、「法家問答」と近い性質を持っており、十世紀以降から見られるようになる。後者②の勘申は、九世紀から見られるも

のであり、太政官議での重要事項や重大犯罪に対し提出されてきた勘申と同類である。これら二種類の性質を持つ勘文を一括して論じていては、その時代背景を明らかにすることはできない。では次に、①、②の「勘申」と、各官司の間で行われていた「問答」の持つ性質を確認し、十世紀以降に見られる「法家勘申」について考えてみようと思う。

「問答」「勘申」の形式上の大きな違いは、その名の通り「問答」形式で史料が残されているかどうか、である。「法家問答」については梅田康夫氏の研究があり⁽³⁶⁾、①質問者は下級官人がほとんどであること、②質問内容については、中央官司の職務に関する公的な質問から、十世紀初頭には、職務と関わりのない私的な質問が行われるようになること、の二点が挙げられている。このうち、①の特徴を特に注意しておきたい。勘申の場合、その指示を出すのは公卿以上の身分の者であった。

「法家勘申」「問答」の二つの区分が古代にもある程度意識されていた可能性があることは、平安末から鎌倉初期に成立したとされる『雑筆要集』からもうかがえる。『雑筆要集』には、明法家の作成する文書として「明法勘状」と「勘文」の二項目を立てている。⁽³⁷⁾

【史料八】

明法勘状（八十六）

謹問。假令夫甲親重生時、為妻乙、処分五間四面屋一字、死去畢。（中略）

答。就問状、案法意、為子而背父命、既八逆之列也。（後略）

勘文（八十七）

今有_レ廊内穢人。隔_レ垣異_レ門。家長有_レ穢否如何。

勘申。謹案_二法令、廊内有_レ穢人、隔_レ垣異_レ門、更非_二忌限_一矣。

月日

今案、勘文者或云陰陽、或云医家乃至明法。如此等諸道尋_二不審事_一是也。依略_レ之。

「明法勘状」の例として挙げられているものは問答の形式をとっており、その内容も、遺産相続や、神事と仏事の行事に関する内容である。こちらは、見出しに「勘状」と書かれているが、「法家問答」に分類することができ。一方、「勘文」の例として挙げられている史料には、「勘申」の文言がある。末尾に付された説明から考えると、医師や法家などといった専門家が不明点を明らかにしたものを勘申と見做していたようである。

しかし、実際に日記類や勘文などの史料用語を見る限りでは、『雑筆要集』に見られる「勘状」と「勘文」の語句使用について、厳密な区分が確認できない。太政官や公卿からの指示により勘文が提出される場合、その文末や文中に「勘申」の語がくる場合が多く見られるが、勘申の中にも個人的な内容に関わる質問も含まれており、その内容から「問答」と「勘文」を明確に判別することは困難である。ただ、勘状の質問者の文言に「謹問」とあり、一方の勘文には末に「勘申」の文言がある。ここから、質問者と回答者である法家との関係が窺えるのではないか。問答形式で残されている事例は、質問者が回答者の法家よりも立場的に同等またはそれ以下であり、勘申の文言が付されたものは基本的に公卿以上の立場の者に対して提出されている。

法家勸申は、八世紀半ばから既に行われていた法家の答申活動にその淵源がもとめられる。八世紀以降の明法家は、『令集解』に見られる諸説の問答や『法曹類林』や『政事要略』に多く残されている法家問答や勸申を行っていた。【表Ⅰ—1】弘仁十三（八二二）年の明法博士額田今足の勸文を始めとする、九世紀段階の法家勸申は、弁官宣を受けて出されたものであることは先に述べた通りである。

梅田氏の考察によれば、⁽³⁸⁾九世紀段階の法家問答は中央官司が質問者となっていて、事例が多いのに対し、十世紀以降は、中央官司が発問主体となる事例が見られなくなり、質問者は個人名・官職名で表されるようになる。この変化の要因を、氏は官司請負制の展開に求めている。

法家問答は十世紀を画期として、私的な問答へと変化しているが、私的な内容へという同様の傾向は勸申についても見出せる。弁官宣旨によらない勸文提出の指示が行われるようになり、【表Ⅰ—38】に見られるような、親王に対する無礼などといった個人的な内容までが「勸申」として申上される。鎌倉時代初期に成立したとされる『雑筆要集』には、問答と勸申に内容面での差異が見られなくなるが、勸申の場合、その提出指示を出すものは公卿という立場の者であり、よって内容面において依然として「公的」な要素を含むのは当然であろう。

儀式や政務などの公務での懈怠は、天皇や公卿の判断に任せられ、処分されていた。このような状況で、必要に応じて法家は法に基づく解釈を行い、律令官司の枠組みを超えた「法家」として活動を行うようになる。

九世紀に成立した法家勸申・法家問答は、官司制の再編や政務の変化に伴い、九世紀半ば頃から多様に展開するのである。

おわりに

近年、「法家罪名勸申」が撰関期以降の刑事裁判の特徴の一つとされていることは先に述べた通りである。但し、弁官から提出指示がなされる法家罪名勸文は、九世紀に行われていた太政官議で提出される非常時の法家勸申を引き継いでおり、撰関期以降の裁判制度の特徴と見ることはできない。

これに対し、弁官宣を通さず公卿から直接指示が出される法家勸申は、十世紀初頭から見られるようになるが、これこそが、撰関期の法家勸申制を形成していくのである。その要因として、公卿が中心となって、行事が執り行われるようになることや、陣定という新たな政務が開始されたことなど、政務や儀式の変化が挙げられよう。

また、九世紀以前は、官人の職務上の過失について、彈正台が取り締まりを行い、各本司や刑部省において、量刑・懲罰が行われていた。しかし、儀式の遂行者が公卿に移ったことで、儀式を取り仕切る公卿や天皇が、下級官人に対して懲罰を行うようになる。法律専門官人に対し、改めてその処断が法に従っているかの確認作業が命じられることとなった。このような背景により、十世紀以降、公務における懈怠の処断を取り決めるため、法家勸文が増加したとみられる。ちなみにこの頃から、撰関家では本主による私的制裁も行われるようになる。⁽³⁹⁾刑部省や彈正台など、官司の枠組みにとられない撰関期以降の量刑システムは、このようにして登場してきたのである。但し、撰関期以降も、弁官宣により勸申指示を受けて成される法家罪名勸文が、陣定の場で提出されていることには注意したい。『小右記』長元三(一〇三〇)年六月二十八日条には、源相高の宅が官符に違反し、その罪を量刑する罪名勸申が掲載されている。事書に「勸申散位從五位下源朝臣相高罪名事」とあり、彼が太政官議の対象となる

五位以上の官人であったことも明らかである。五位以上の官人に対する処断については大津氏の述べるように、律令制の枠組みが依然として存続していた。⁽⁴⁰⁾

このような十世紀初頭における変化は、急激なものではなく、律令格式などの規定に制約されながら、次第に変わりゆくものであり、古代法の枠組みから大きくかけ離れるものではなかった。そうした意味で、撰関期以降も、法の運用を行ってきた法家の果たした役割は大きいといえる。なお本稿では、陣定と罪名勅申の変化の関わりについて、詳しく述べることができなかった。今後の課題としておきたい。

注

(1) 「法家」は九世紀以降使用される史料用語である。ここでは、明法博士やその歴任者に限らず、法学を大学寮で学んだ者や、法律学者を輩出する家の出身とみられる者を、「法家」と称することとする。「法家」の語の成立については、水本浩典「明法曹司の成立と律令の註釈」(『律令註釈書の系統的研究』塙書房、一九九二年、初出は一九八八年)四八七～四八九頁参照。

(2) 裁判にかかわる法家の活動を扱ったものとして、以下の論考を挙げておく。布施弥平治「明法勅文」(『明法道の研究』新生社、一九六六年)。棚橋光男「院政期の訴訟制度」(『中世成立期の法と国家』塙書房、一九八三年、初出は一九七八年)。同「院政期の法と国家」(同書、初出は一九七九年)。下向井龍彦「王朝国家体制下における権門間相論裁定手続について」(『史学研究』一四八、一九八〇年)。上杉和彦「撰関院政期の明法家と朝廷」(『日本中世法体系成立史論』校倉書房、一九九六年、初出は一九八六年)。同「王朝貴族の律令認識」(同書、初出は一九八七年)。梅田康夫「平安期の法家問答について」(『金沢法学』三三一・二合併号、一九九一年)。瀬賀正博「明法勅文機能論」(『法制史研究』四九、一九九九年)。

また、撰関期の裁判制度を扱ったものは、以下の論考がある。義江彰夫(A)「撰関院政期朝廷の刑罰裁定体系

——勅裁と使庁裁——(『中世・近世の国家と社会』東京大学出版会、一九八六年)。同(B)「王朝国家刑罰形態の体系」(『史学雑誌』一〇四—三、一九九五年)。大津透「撰関期の律令法——罪名定を中心に——」(『山梨大学教育学部研究報告』四七(人文社会科学系)、一九九七年)。

- (3) 前田楨彦「撰関期裁判制度の形成過程——刑部省・檢非違使・法家——」(『日本史研究』三三九、一九九〇年)。
- (4) 獄令2郡決条、獄令40犯罪応入条(『日本思想大系律令』岩波書店、一九七六年)。
- (5) 長谷山彰「律令裁判における太政官の覆審制」(『日本古代の法と裁判』創文社、二〇〇四年、初出は一九九五年)。
- (6) 『日本紀略』延喜十六年十月二十七日条(『新訂増補国史大系』)。この事例は法家勘申が確認できない。
- (7) 『法曹類林』卷一九七、公務五 延喜五年六月二十八日勅文(『新訂増補国史大系』)。
- (8) 『続日本後紀』卷一六、承和十三年十一月十四日条(『新訂増補国史大系』)。
- (9) 宣旨については、土田直鎮「上卿について」(『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二年、初出は一九六二年)、早川庄八「下弁官宣旨の内容とその「施行」——上宣の伝達——」(『宣旨試論』岩波書店、一九九〇年)、吉川真司「上宣制の成立」(『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年)を参照。
- (10) 前田氏前掲注(3)論文。
- (11) 『法曹類林』卷一九七、公務五 承平三年四月五日勅文(『新訂増補国史大系』)。
- (12) 『政事要略』卷八二、糺彈雜事 天慶九年八月七日官符(『新訂増補国史大系』)。
- (13) 義江氏前掲注(2)(A)論文。
- (14) 大津氏前掲注(2)論文。
- (15) 『法曹類林』卷一九七、公務五 長元二(二〇二九)年十一月二十九日勅文(『新訂増補国史大系』)など。
- (16) 長谷山彰「怠状・過状」の徴収と官人統制(『律令外古代法の研究』慶応通信、一九九〇年、初出は一九八六年)。告井幸男(A)「勘事・進過状の基礎的考察」(『撰関期貴族社会の研究』塙書房、二〇〇五年、初出は二〇〇一年)。同(B)「勘事・進過状の歴史的位置」(同書、初出は二〇〇二年)。
- (17) 『続日本紀』卷一八、天平勝宝四年十一月十日条(『新訂増補国史大系』)。また、『類聚三代格』卷八、調庸事

同年十一月十六日官符もあり。

- (18) 朝儀の変遷については以下の論考を参照。山中裕「年中行事の成立と変遷」〔平安朝の年中行事〕塙蓮書、一九七二年。加藤友康「朝儀の構造とその特質」〔講座 前近代の天皇〕五、青木書店、一九九五年。
- (19) 『類聚符宣抄』第六、延暦二十四年七月二十日宣旨、弘仁九年六月十日宣旨、弘仁十年九月七日宣旨〔新訂増補国史大系〕。
- (20) 『類聚国史』卷七一、歳時二 弘仁七年五月十四日条〔新訂増補国史大系〕。
- (21) 『延喜式』卷四一〔新訂増補国史大系〕。
- (22) 『日本三代実録』元慶五年四月九日条、『日本三代実録』元慶六年七月二十八日条〔新訂増補国史大系〕。
- (23) 『類聚符宣抄』第六、雜例〔新訂増補国史大系〕。
- (24) 『西宮記』卷一三、論奏。卷一五 論奏事。『北山抄』卷六、論奏事。延喜十六年の奏上は、『西宮記』卷一四裏書（いずれも『新訂増補故実叢書』）。
- (25) 告井氏前掲注(16)(B) 論文。
- (26) 『九曆』天曆元年十二月二十日条〔大日本古記録〕。なお、この事件については、藤木邦彦「平安朝官僚の荷前闕怠」〔平安王朝の政治と制度〕吉川弘文館、一九九一年、初出は一九八二年〕参照。
- (27) 『法曹類林』卷一九七、公務五 天慶三年十二月二日問答、天慶五年正月十七日問答〔新訂増補国史大系〕。
- (28) 公式令8奏彈式条〔日本思想大系 律令〕岩波書店、一九七六年。
- (29) 『政事要略』卷八一、糺彈雜事 齊衡二年閏四月十四日問答〔新訂増補国史大系〕。
- (30) 『類聚三代格』卷二、断罪贖銅事 貞觀十八年七月二十三日官符〔新訂増補国史大系〕。
- (31) 『政事要略』卷八一、糺彈雜事〔新訂増補国史大系〕。
- (32) 大隅清陽「延喜式から見た太政官の構成と行事」〔延喜式研究〕四、一九九〇年。
- (33) 『権記』長保元年十二月五日条〔増補史料大成〕。
- (34) 藤木邦彦「陣定——平安時代における政務執行の一形態——」〔平安王朝の政治と制度〕吉川弘文館、一九九一

年、初出は一九六一年)。なお、政務・公事や行事の上卿の権限拡大については、佐々木宗雄「内裏・太政官一体型政務の成立——王朝国家と太政官政治——」(『平安時代国制史研究』校倉書房、二〇〇一年、初出は一九九九年)参照。

- (35) 彈正台についての研究は、笠原英彦「律令政治と彈正台——奈良朝を中心として——」(『法学研究』六一—五、一九八八年)を参考としている。
- (36) 梅田氏前掲注(2)論文。
- (37) 『統群書類従』一一輯下 卷三〇七。
- (38) 梅田氏前掲注(2)論文。
- (39) 元木泰雄「撰関期における私的制裁について——十一・十二世紀を中心に——」(『院政期政治史研究』思文閣出版、一九九六年、初出は一九八三年)。告井幸男「法権の分立と分有」(前掲注(16)書、初出は一九九九年)。
- (40) 大津氏前掲注(2)論文。

(大学院博士後期課程院生)

SUMMARY

**“Houka-Kanshin” in the Early 10th Century Japan
— Taking a Cue from Neglect of Public Duty —**

Kiyo OOI

In this article I think about “Houka-Kanshin” (法家勘申) in the early 10th Century when criminal justice system changed in Japan. In Nara and Heian period, “Dajyou-kan” (太政官), the Department of State, consulted “Houka” (法家), a legal profession in ancient Japan, on some affairs of state. “Houka” submitted written answers based on the law to dajyou-kan, which is called “Houka-Kanshin” (法家勘申).

Before 10th Century, “Houka” weighed the gravity of a crime in case that the crime was serious (including death punishment) at the dictation of “Ben-kan” (弁官), department of “Dajyou-kan”.

But after 10th century new criminal justice system was established and “Houka” decided the appropriate punishment more frequently because “Dajyou-kan” hold criminal trials more frequently. “Kugyou” (公卿), noble people in “Dajyou-kan”, directly told “Houka” to weigh relatively a light crime, for example, neglect of public duty.

Behind this, the nation’s administrative system changed in that time. “Kugyou” became performer of public duties and ceremonies on behalf of the department that previously took charge of the duties. So “Kugyou” judged the person who faulted on official business with helped by “Houka”.

キーワード：法家勘申，懈怠，摂関期裁判制度，太政官議，過状